



2020年4月7日

厚生労働大臣
加藤 勝信 様

中央労働委員会
会長 岩村 正彦 様



日本赤十字労働組合
中央執行委員長 佐々木 伸樹



争議行為予告通知書

労働関係調整法第37条の規定に基づき、下記のとおり争議行為に関する通知をいたします。

記

1. 争議行為の目的
2020年 春闘要求及び夏期一時金要求
(別添1 春闘要求書、別添2 夏期一時金要求書 参照)
2. 争議行為の期日
2020年4月20日 午前0時より、本件の完全解決に至るまでの期間
3. 争議の場所
別添3記載の事業所において、当該組合員が従事するすべての職場
4. 争議行為の概要
あらゆる形の合法的争議行為

以上